共同住宅ストックの性能(高齢者)に関する課題/①ストックの現状

資料3-6

近年の共同住宅は高齢者等の利用に配慮した仕様で供給されているが、既存共同住宅ストックには未対応のものが多い。高齢者の利用に配慮した一般的な改修だけでなく、現に居住する高齢者の状況に応じた個別の改修が必要。

住宅のバリアフリー化の現状 (参考) 住生活基本計 うち高齢者が 全体 画での目標 居住する住宅 75% 2か所以上の手すり 総数 30.0% 36.9% 住戸内(専用 (H32)の設置又は段差のない 共同 床に該当 22.9% 35.4% 住宅 2か所以上の手すり 25% 総数 7.8% 9.5% の設置、段差のない床 (H32)及び車椅子通行可能な 共同 4.8% 12.1% 住宅 廊下幅の全てに対応 道路から玄関まで車 部共 共同 28% 15.7% 24.1% 分用 椅子で通行可 住宅 (H32)(出典) 平成20年住宅・土地統計調査(特別集計)

● 公営住宅建設基準の改正(H3年度) ○住戸内の床の段差の解消 ○浴室・便所への手すりの設置(下地の補強) ○共用階段及び住戸内階段への手すりの設置 ○屋外通行部分において、スロープ設置と 階段等への手すりの設置 ・屋外通行部分のスローブ化の例 ・ を外通行部分のスローブ化の例 ・ を外通行部分のスローブ化の例

● 高齢者住まい法に基づく設計指針※に示された考え方

○ 一般的な住宅の設計上の考え方である「基本レベル」と、居住者の状況に応じた個別の住宅の設計上の配慮事項である「推奨レベル」を設定し、指針を示す。

【浴室の手すり設置(例)】

- ・基本レベル:浴槽の出入りのためのものが設けられていること
- ・推奨レベル:浴室出入り、浴槽出入り、浴槽内での立ち座り、姿勢保持 及び洗い場の立ち座りのためのものが設けられていること
- 現に心身の機能が低下し、又は障害が生じている居住者がいる場合、**個別に設計**を行う。

【住宅の設計の進め方】

要配慮居住者の特性、住宅の特性を把握

→ 要配慮居住者の日常生活空間を想定し、寝室と便所の近接配置 配置、介助に必要な広さ等の空間の確保、介助に必要な設備等 を計画

※高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(H13制定、H21改正)

(百万人) 高齢者の増加 65歳以上 うち75歳以上 人口 増加数 増加数 人口 2009年実績 29.0 13. 7 2020年推計 5.0 35. 9 6.9 18.7 2040年推計 2.6 22. 1 3, 4 38. 5

日本の将来人口推計 (H18.12)

移動の障害解消

視覚障害対策





段差解消

























住戸玄関



敷居段差の解消

浴室

浴室内手すり





青字: 共用部分 赤字: 専用部分

すのこによる浴室段差解消

当面の作業方針

- ① 共同住宅のバリアフリー改修について、共用部分、専有部分の別に、実例や技術を 収集し、分類・整理する。その際、当該バリアフリー工事の実施に係る経緯(居住者の 心身機能の変化、他の工事との一体的な実施等)にも留意する。
- ② こうした作業を踏まえ、共同住宅のバリアフリー改修に関する技術を総覧的に取り まとめるとともに、バリアフリー改修の実効性を向上させるための方策について検討する。